

令和3年3月24日

関係者 各位

開始前会社 株式会社F-Power
保全管理人弁護士 富永浩明



保全管理人就任のご挨拶

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社F-Power（以下「当社」といいます）は、令和3年3月24日、東京地方裁判所に対して会社更生手続開始申立てを行い、これを受けて、同日、東京地方裁判所より保全管理命令が発令されるとともに、当職が当社の保全管理人（会社更生法30条）に選任されました（東京地方裁判所令和3年（ミ）第2号）。これにより、今後は当職が当社の旧経営陣に代わり、当社の経営及び財産の管理処分を行うこととなります。

ご高承のとおり、会社更生手続は、破産手続のように会社を清算するものではなく、再建の見込みのある株式会社について裁判所の管理監督のもとで、会社の事業をこれまでのとおり継続して参りながら、再建を図るための法的手続です。

現在、当社の事業に対しては、複数のスポンサー候補様が支援について検討されており、当職としても、当社事業の迅速かつ確実な再建のため、早急にスポンサー選定手続を行い、選定されたスポンサーの下での再建の途を図って参る所存です。

債権者の皆様をはじめ、関係者様各位には大変なご迷惑とご心配をおかけし誠に申し訳ございませんが、当社の事業の継続及び再建、並びに顧客に対する供給責任を果たすためには、皆様とのお取引の継続をはじめとする御協力が必要不可欠でございます。

今後、裁判所の監督のもと、会社更生手続に従って、当社更生のために従業員が一丸となって最大限の努力を行っていく所存ですので、何卒事情ご賢察の上倍旧のご協力、ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件に関するお問い合わせに関しましては、下記が窓口となりますので、こちらにご連絡下さいますようお願い申し上げます。

引き続きご支援とお取引を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

【お問い合わせ先】

東京都港区芝浦三丁目1番21号

開始前会社 株式会社F-Power

（コールセンター） TEL：03-5544-8671

受付時間：午前9時～午後5時30分

FAX：03-5544-8404